



養父市特定不妊治療にかかる 通院交通費助成事業




特定不妊治療にかかる通院交通費に対して、経済的な負担を軽減するため、通院交通費を助成します。★治療費助成については、「養父市特定不妊治療費助成事業」のチラシをご覧ください。

Q 特定不妊治療にかかる先進医療を受けましたか

↓ はい

↓ いいえ

<p>兵庫県が実施する「<u>不妊治療にかかる先進医療費助成事業</u>」を先に申請してください。 助成決定通知が届き次第、市の助成事業（治療費・通院交通費）の申請をお願いします。（兵庫県不妊治療における先進医療及び通院交通費助成⇒ </p>		<p>R7年度から「先進医療」を受けていない方へも交通費助成を開始します。 <u>養父市特定不妊治療費助成事業の申請と同時に申請してください。</u></p>
	先進医療を受けた方	先進医療を受けていない方
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 申請時に夫婦のいずれも養父市に住所がある 特定不妊治療を実施時点で法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある夫婦 特定不妊治療を実施した時の妻の年齢が43歳未満であること（申請時に43歳であっても、治療を受けた医療明細書の日付が42歳であれば対象となります） 	
助成額	<p>県要綱の規定に基づき、不妊治療にかかる先進医療をした1回（1クール：開始から胚移植までの期間）の治療にかかった通院交通費：県交付決定額と同額</p>	<p>自宅～受診医療機関の往復距離(※)×30円×通院回数の合計 ※1km未満切捨て 助成額は、10円未満切捨て</p>
申請期間	<p>県交付決定を受けた日から起算して6か月以内又は、治療の終了した日の属する年度の末日のいずれか遅い日まで</p>	<p>治療が終了した日から3か月以内又は、治療の終了した日の属する年度の末日のいずれか遅い日まで</p>
助成回数	<p>40歳未満 通算6回 ※但し出産・死産の場合は当該出産又は死産後に受けた治療を1回目として数えます 40歳～43歳未満 通算3回</p>	
申請関係書類等	<ul style="list-style-type: none"> 特定不妊治療にかかる通院交通費助成金申請書兼請求書（様式第1号）（事実婚の場合）事実婚関係に関する申立書 県交付決定通知書の写し 自宅から医療機関までの最短経路を示す資料（地図アプリ等を使用し地図・距離がわかるもの） 特定不妊治療費助成事業の申請書類（医療機関に記載してもらう「受診等証明書」、診療費領収書等により通院期間と通院回数を確認します） 	
支給方法	<p>交付決定通知後、申請者の指定口座へ振込み</p>	
問合せ申請窓口	<p>養父市広谷 250-1(養父地域局 2F) 養父市子ども・夢・えがお部子育て応援課 TEL:079-664-0315</p>	